

令和6年3月25日

令和5年度第12回大崎市農業委員会総会
会議録

大崎市農業委員会

1. 会議日時

令和6年3月25日（月）

午後1時30分開会～午後2時35分閉会

2. 場 所

大崎市役所本庁舎 3階 301 会議室

3. 審議事項

報 告 1 農地法第18条第6項の規定による通知について

報 告 2 使用貸借の合意による解約の通知について

報 告 3 大崎市農業委員会農地現状変更届出指導要綱第4条第1項の規定による届出について

報 告 4 農地法第3条の規定による許可書の返戻届について

報 告 5 農地法第5条の規定による許可書の返戻届について

議案第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の許可について

議案第64号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について

議案第65号 農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について

議案第66号 農用地利用集積計画の承認について

議案第67号 非農地証明願について

4. 出席農業委員(22名)

1番 菅原 ひろみ 委員	2番 小野寺 正 晃 委員
3番 布塚 幸子 委員	6番 高橋 順子 委員
7番 佐々木 ひろ子 委員	8番 櫻井 正幸 委員
9番 齋藤 真理子 委員	10番 菅原 清一 委員
11番 佐々木 正彦 委員	13番 高橋 英理子 委員
14番 只埜 和臣 委員	15番 鈴木 至 委員
16番 佐藤 裕之 委員	17番 佐藤 伸幸 委員
18番 佐々木 俊通 委員	20番 中森 昭悦 委員
21番 中鉢 守 委員	22番 菅原 まり子 委員
23番 今野 久男 委員	24番 中條 泰洋 委員
25番 熊谷 安正 委員	26番 佐々木 政直 委員

5. 出席農地利用最適化推進委員(3名)

17番 齋藤 浩義 委員

18番 高橋 芳一 委員

19番 高橋 良 委員

6. 欠席委員(4名)

4番 中本 奈美 委員

5番 白川 知則 委員

12番 下山 信行 委員

19番 佐々木 大 委員

7. 遅刻委員(1名)

21番 中鉢 守 委員

8. 議案提案者

会長 佐々木 政直

9. 出席職員

事務局長 千葉 晃一

事務局次長 藤本 将寛

事務局長補佐 星 充浩

事務局長補佐 真田 賢一

主幹兼係長 石垣 佳子

主幹兼係長 今野 春樹

再任主査 門間 道浩

主事 岡田 隼弓

再任主査 荻野 信男

事務所長 佐々木 賢

主幹 遠藤 利典

主幹兼係長 大沼 淳子

主事 三塚 裕介

再任主査 高橋 清一

午後1時30分開会

事務局(真田賢一事務局長補佐)

ただいまから、令和5年度第12回大崎市農業委員会定例総会を開催いたします。開会に当たりまして、大崎市農業委員会佐々木政直会長からご挨拶をお願いいたします。

会長(佐々木政直委員)

[挨拶]

事務局(真田賢一事務局長補佐)

次に、次第の2議長選出について、大崎市農業委員会会議規則第8条の規定により、会長が議長を務めることとなっておりますので、佐々木会長、よろしくお願いいたします。

議長（佐々木政直会長）

それでは、議長を務めさせていただきます。本日の欠席通告者は、4番中本奈美委員，5番白川知則委員，12番下山信行委員，19番佐々木大委員でございます。4番，5番，12番，19番委員からは欠席の届出，また，21番中鉢守委員からは遅刻の届出がございます。出席委員が定足数に達しておりますので，大崎市農業委員会会議規則第9条の規定により，令和5年度第12回大崎市農業委員会総会は成立いたしました。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の3会期の決定についてお諮りいたします。会期を本日1日限りとしたいと思いますが，これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め，会期を本日1日限りといたします。

議長（佐々木政直会長）

次に，次第の4議事録署名委員の指名でございます。本日の議事録署名委員を指名いたします。17番佐藤伸幸委員，18番佐々木俊通委員にお願いします。

議長（佐々木政直会長）

本日の会議録書記に，星充浩事務局長補佐を指名します。

議長（佐々木政直会長）

ここで，事務局より業務報告をお願いします。

事務局（藤本将寛事務局次長）

〔業務報告〕

議長（佐々木政直会長）

それでは，次第の7審議事項に入ります。審議事項の報告について，事務局から説明願います。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔報告1～5の説明〕

（佐々木政直会長）

ただいまの報告1から報告5の事項に対し，確認しておきたいことはございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、これより議案審議に入ります。

議案第 63 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の許可について、番号 226 番から 252 番までの 27 案件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

議案第 63 号番号 239 番の 1 案件については、 番委員が関係する案件でございます。この 1 案件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 63 号番号 239 番の 1 案件について、先に審議いたします。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づき、議事参与の制限により、 番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室、着席願います。 番委員退席願います。

〔 番 委員 退席〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第 63 号番号 239 番の 1 案件について、質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第 63 号番号 239 番の 1 案件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第 63 号番号 239 番の 1 案件について承認し、許可と決定いたします。 番委員の入室を認めます。

[番 委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第63号番号226番から238番までと、番号240番から252番を合わせた26か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。2番委員。

2番（小野寺正晃委員）

2番です。番号236番について質問させていただきます。耕作の便宜上の交換とありますが、譲受人は何と交換したのでしょうか。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

農地以外の土地と交換となります。

議長（佐々木政直会長）

2番委員，よろしいでしょうか。

2番（小野寺正晃委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。18番委員。

18番（佐々木俊通委員）

18番です。番号250番について質問させていただきます。新規就農とありますが営農計画を教えてください。

事務局（石垣佳子主幹兼係長）

当該地は譲受人の自宅に隣接する農地となっており、自家用野菜を作付けする予定と伺っております。また、譲受人は譲渡人である父の農業を手伝っていると伺っております。

議長（佐々木政直会長）

18番委員，よろしいでしょうか。

18番（佐々木俊通委員）

了解しました。

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第63号番号226番から238番までと、番号240番から252番を合わせた26か件について、了としてよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第63号番号226番から238番までと、番号240番から252番を合わせた26か件について承認し、許可と決定いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第64号農地法第5条第1項の規定による許可申請の意見決定について、番号128番から135番の8か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長，よろしくお願ひします。
11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。3月22日金曜日午前9時より、6番委員，9番委員，14番委員，17番推進委員，18番推進委員，19番推進委員と事務局2名で現地調査をいたしましたので，調査報告いたします。番号128番を19番推進委員，報告をお願いします。

19番（高橋良推進委員）

推進委員19番です。番号128番を報告いたします。転用目的は，アパート1棟，駐車場15台分，道路後退，通路，回転スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は，東側と南側が田，西側が宅地，北側が雑種地でございました。申請地の管理状況は，作付けされた跡がありました。農地区分は，都市計画区域内で用途指定されている第3種農地で，原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが，雨水排水は土側溝へ流し，生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については，法面処理をするため問題ないものと見てまいりました。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号129番, 130番を17番推進委員, 報告をお願いします。

17番 (齋藤浩義推進委員)

推進委員17番です。番号129番を報告いたします。転用目的は, 居宅兼事務所, 駐車場8台分, コンテナ倉庫5棟を設置するものです。申請地周辺の状況は, 四方が宅地でございました。申請地の管理状況は, 除草管理されておりました。農地区分は, 公益的施設が連たんしている第3種農地で, 原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水はU字溝へ流し, 生活排水は浄化槽を設置します。土砂流出対策については, 平坦な土地であるため問題ないものと見てまいりました。

続きまして, 番号130番を報告いたします。転用目的は, 駐車場9台分として利用するものです。申請地周辺の状況は, 西側は水路を挟んで田, その他三方が宅地でございました。申請地の管理状況は, 除草管理されておりました。農地区分は, おおむね300メートル以内に鉄道の駅が存在する第3種農地で, 原則転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号131番を14番委員, 報告をお願いします。

14番 (只埜和臣委員)

14番です。番号131番を報告いたします。転用目的は, 居宅1棟, 駐車スペースを設置するものです。申請地周辺の状況は, 東側と西側が宅地, 南側が田, 北側が山林でございました。申請地の管理状況は, 砕石が敷かれ物置が建ってありました。農地区分は, 中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で, 転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが, 雨水排水はU字溝へ流し, 生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。以上です。

11 番 (佐々木正彦委員)

番号132番, 133番, 134番を9番委員, 報告をお願いします。

9 番 (齋藤真理子委員)

9番です。番号132番、133番を併せて報告いたします。転用目的は、駐車場205台分として利用するものです。申請地周辺の状況は、北側が田、その他三方が山林でございました。申請地の管理状況は、作付けされた跡がありました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水はU字溝へ流すことで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については法面処理をし、一部擁壁を設置するとのことでした。

続きまして、番号134番を報告いたします。転用目的は、太陽光発電パネル194枚を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側と北側が宅地、南側と西側が雑種地でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理で問題ないものと見てまいりました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

番号135番を18番推進委員、報告をお願いします。

18番（高橋芳一推進委員）

推進委員18番です。番号135番を報告いたします。転用目的は、居宅1棟、駐車場2台分を設置するものです。申請地周辺の状況は、東側が道路を挟んで田、西側と北側が宅地、南側が畑でございました。申請地の管理状況は、除草管理されておりました。農地区分は、中山間地域等に存在する10ヘクタールに満たない小集団の生産性の低い第2種農地で、転用許可できるものと見てまいりました。周辺農地への影響ですが、雨水排水は自然浸透による処理、生活排水は浄化槽を設置することで問題ないものと見てまいりました。土砂流出対策については法面処理をするとのことでした。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第64号番号128番から135番の8案件について質疑を承ります。質疑ございませんか。15番委員。

15番（鈴木至委員）

15番です。番号131番について質問させていただきます。既に砕石が敷かれ、物置が建ててあったと報告がございましたが、詳しい経緯を教えてください。

議長（佐々木政直会長）

事務局。

事務局（岡田隼弓主事）

砕石が敷かれている箇所は自宅の駐車場として、昭和60年から使用されていたそうです。物置につきましては、平成元年に建設したと伺っております。

議長（佐々木政直会長）

15番委員。

15番（鈴木至委員）

駐車場及び物置を設置したのは譲渡人でしょうか。

事務局（岡田隼弓主事）

物置は譲受人の所有となっておりますが、譲渡人と譲受人は夫婦関係であることから設置は両者が行ったものと思われまます。

15番（鈴木至委員）

譲渡人と譲受人の両者から始末書の提出を求めるべきだと思います。

議長（佐々木政直会長）

番号131番に関連して、そのほか質疑ございませんか。10番委員。

10番（菅原清一委員）

10番です。番号131番についてですが、15番委員からは、譲渡人と譲受人の両者に始末書の提出を求めるとのご意見でございましたが、譲受人が駐車場及び物置を利用していることから、譲受人より会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いただきたいと思ひます。

議長（佐々木政直会長）

ただ今、10番委員から駐車場とし利用している譲受人のみより、始末書の提出を求める旨のご意見がありましたが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第64号番号128番から130番と番号132番から135番までの7か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。また、無断転用である番号131番の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第64号番号128番から130番と番号132番から135番までの7か件について意見相当と認め、県に進達いたします。また、無断転用である番号131番の1か件については、譲受人から会長及び県知事宛に始末書の提出の提出を求め、無断転用である旨の意見を付して県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第65号農地転用事業計画変更承認申請の意見決定について、番号40番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第65号番号40番の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、番号40番の1か件について意見相当と認め、県に進達してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第65号番号40番の1か件について意見相当と認め、県に進達いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第66号農用地利用集積計画の承認について、番号510番から537番までの28
か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

[資料により説明]

議長（佐々木政直会長）

議案第66号番号515番の1か件については、■■■番委員が関係する案件でござ
います。この1か件を先に審議してよろしいかお諮りいたします。ご異議ござい
ませんか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号番号515番の1か件について先に審議いたしま
す。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、
■■■番委員は当該議案が終了するまで退席し、関係議案終了後に入室、着席願
います。■■■番委員退席願います。

[■■■番 ■■■■■■■■■■委員 退席]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第66号番号515番の1か件について質疑を承ります。質疑ご
ざいませんか。

[「なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第66号番号515番の1か件について、了とし
てよろしいでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号番号515番の1か件について承認します。■■■番
委員の入室を認めます。

[■■■番 ■■■■■■■■■■委員 入室]

議長（佐々木政直会長）

それでは、議案第66号番号510番から514番までと、番号516番から537番
を合わせた27か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第66号番号510番から514番までと、番号516番から537番を合わせた27か件について、了としてよろしいでしょうか

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第66号番号510番から537番の28か件について承認し、市に通知いたします。

議長（佐々木政直会長）

議案第67号非農地証明願について、番号20番の1か件について審議いたします。事務局の説明を求めます。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔資料により説明〕

議長（佐々木政直会長）

ここで、現地調査員の報告に入ります。農地委員長、よろしくお願ひします。11番委員。

11番（佐々木正彦委員）

11番です。それでは現地調査報告いたします。番号20番を6番委員、報告をお願いします。

6番（高橋順子委員）

番号20番を報告いたします。申請地は門道として利用されておりました。20年以上経過していることの証明となるものは、資産所有証明書で昭和53年11月から利用していることを確認いたしました。以上です。

11番（佐々木正彦委員）

以上で現地調査の報告を終わります。

議長（佐々木政直会長）

議案第67号番号20番の1か件について質疑を承ります。質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

質疑がないようですので、議案第67号番号20番の1か件について了としてよろ

しいでしょうか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

異議なしと認め、議案第67号番号20番の1か件について、農地法の適用を受けないことを証明いたします。審議事項を終了いたします。

議長（佐々木政直会長）

ここで、事務局より業務予定をお願いします。

事務局（千葉晃一事務局長）

〔業務予定〕

議長（佐々木政直会長）

事務局、委員からの報告並びに連絡事項はありませんか。事務局。

事務局（星充浩事務局長補佐）

〔連絡事項〕

議長（佐々木政直会長）

そのほか報告並びに連絡事項はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（佐々木政直会長）

なければ、以上で本日の審議事項並びに協議事項については、すべて終了いたしました。長時間にわたり慎重審議を賜り厚く御礼申し上げまして、議長の座を降りさせていただきます。本日は、誠にありがとうございました。

事務局（真田賢一事務局長補佐）

これもちまして、令和5年度第12回大崎市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

上記の会議の次第を記録し，その正確なことを証するため，ここに署名する。

令和6年3月25日

会 長 佐々木 政 直

委 員 佐 藤 伸 幸

委 員 佐々木 俊 通